

坂出港及び隣接不開港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所

第1 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。

- 1 中央埠頭（当該埠頭1、2号岸壁けい留船に限る。） ゲート（当該SOLASフェンス設置岸壁けい留船に限る。）
- 2 西岸壁 ゲート（当該SOLASフェンス設置岸壁けい留船に限る。）
- 3 中央埠頭浮桟橋
- 4 林田A号岸壁 メインゲート
- 5 全農岸壁 正門
- 6 コスモ石油1号桟橋 坂出LNG門
- 7 三菱ケミカル各桟橋 東門

第2 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。

- 1 中央埠頭（当該埠頭1、2号岸壁）
- 2 西岸壁（当該SOLASフェンス設置岸壁）
- 3 林田A号岸壁
- 4 西運河2号物揚場
- 5 保税地域前面の岸壁又は物揚場（ただし、当該保税地域に出し入れされる貨物に限る。）
- 6 全農岸壁、コスモ石油1号桟橋及び三菱ケミカル各桟橋（ただし、当該岸壁若しくは桟橋に維けい中の船舶に積卸される船用品、携帯品及び託送品に限る。）